

公益社団法人 東洋療法学校協会

教育振興研究等事業助成金交付要綱取扱細則

(目 的)

第1 この取扱細則は、公益社団法人東洋療法学校協会教育振興研究等事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2の規定に基づき、東洋療法学校協会定款第3条の目的に合致する事業で、団体等が実施する事業に関する助成金に係る事務の適正な執行を図るため、要綱に定めるもののほか助成金の交付に必要な事項を定める。

(助成金の対象経費)

第2 要綱第2に規定する助成金で、東洋療法学校協会にその活動内容を報告することを義務化する助成対象とします。

助成対象は、次の（1）～（6）に該当するものとします。

- （1）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の教育振興に関する分野
- （2）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の学術向上に関する分野
- （3）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の調査研究に関する分野
- （4）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の研修内容の充実にに関する分野
- （5）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る用語等の標準化に関する分野
- （6）その他要綱第3の交付対象の目的を達成する分野
- （7）その他

- 1) 要綱第6に規定する対象経費の範囲は、運営者を単位として適用する。
- 2) 購入（自己所有）とならないもの。
- 3) 運営者が所属する施設の間接経費、一般管理費は助成の対象外とする。

なお、他の学会等で発表する場合は、当東洋療法学校協会の助成金を受けたことを明記するとともに、事前承認を必要とします。

(対象事業期間)

第3 助成の対象事業期間は、申請年度の4月1日から翌年3月末日とする。

(助成事業の応募資格等)

第4 応募資格等については、次のとおりとする。

- （1）東洋療法学校協会の目的、事業に賛同する団体等とする。
- （2）同一内容で他の機関からの助成を受けていないものとする。
- （3）東洋療法学校協会が実施する事業において、その成果として報告書の提出が可能なものとする。
- （4）申請する研究が、「人」を対象とする場合、申請者が所属する機関等に設置された倫理委員会又は第三者の設置する倫理委員会の承認を受けているものとする。

(応募期間)

第5 応募期間は、次のとおりとする。

2025年11月7日までとする。

※ 応募は東洋療法学校協会まで郵送とする。

2 原則として、実績報告後の学会等への発表は認めるものとする

(助成金の交付時期)

第6 助成金の交付時期は、2026年1月下旬を目途に交付するものとする。

(財産の管理)

第7 要綱第20に掲げる助成対象物の管理は、次のとおりとする。

(1) 助成対象物は、運営者が指定した場所に備え、常に管理の状況を把握するとともに、他の設備、装置及び物品との区別ができるようにしておかなければならない。

(2) 助成対象物が破損した場合、速やかに修理を行い、目的に添った使用ができるように努めなければならない。

(帳簿類の整備等)

第8 助成金の交付を受けて購入した図書等については、収入及び支出を記載した帳簿等証拠書類、教育振興研究等助成事業交付総括表（様式第10号の2）及び助成対象物に関する台帳を備えておくとともに、助成金の交付を受けた場合は所定の会計処理を行わなければならない。

(取扱細則の改廃等)

第9 本細則の改廃は、東洋療法学校協会の理事会の議を経て会長が決定する。

2 この細則に定めるもののほか、事業の実施に必要な細目は会長が別に定める。

附 則

- 1 この取扱細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 1 この取扱細則は、令和7年9月9日から施行する。
- 1 この取扱細則は、令和7年10月14日から施行する。